

葛飾区小合保育園運営委託事業者募集要領

《目 次》

1	応募の資格	1
2	対象施設の概要	1
3	運営委託開始時期	2
4	運営委託業務	2
5	引継ぎ業務等	3
6	職員の配置及び資格等	4
7	運営委託業務遂行にあたっての基本的事項	5
8	運営委託の期間	6
9	委託料の支払い	6
10	応募の方法及び期限等	6
11	事業者の選定	7
12	事業者情報の開示	8
(参考)	事業者の募集から選定までのスケジュール(予定)	8

1 応募の資格

平成22年4月現在において、東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県いずれかで認可保育園を運営している社会福祉法人

2 対象施設の概要

(1) 名称

葛飾区小合保育園

(2) 所在地

現園舎

葛飾区南水元3-3-5 (JR金町駅 徒歩15分程度)

別紙資料「1 施設平面図 現平面図」を参照のこと。

新園舎

葛飾区南水元3丁目 (JR金町駅 徒歩15分程度)

新園舎は平成23年度中に竣工予定。現在建替えが行われている都営水元小合アパートに併設予定。

新園舎のレイアウトは、別紙資料「1 施設平面図 予定平面図」を参照のこと。

(3) 建物構造等

現園舎

鉄筋コンクリート造4階建ての1階(都営住宅併設)及び鉄筋コンクリート造2階建ての1階及び2階

施設面積：683.08㎡ 園庭面積：470.00㎡

新園舎

鉄筋コンクリート造6階建ての1階(都営住宅併設)

施設面積：742㎡(予定) 園庭面積：700㎡(予定)

(4) 開設年月日

昭和42年4月1日

(5) 児童定員及び事業概要(平成22年4月1日現在)

児童定員

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	合計
人数	9人	15人	24人	24人	50人	122人

既実施事業

0歳児保育 障がい児保育 緊急一時保育 1時間延長保育

ふれあい体験保育

通常保育内容等

詳細は、別紙資料「2 小合保育園で取り組んでいる内容」を参照のこと。

開所時間 午前7時15分から午後6時15分まで

主な行事 園外保育(バス遠足)、運動会、クリスマス会、発表会、就学祝式、他

給食 完全給食を実施。離乳食対応。食物アレルギーに対しては、代替または除去で対応。

(6) 職員配置の状況

常勤職員

職区分	園長	主任	保育士	看護師	調理	用務	合計
人数	1人	1人	15人	1人	2人	1人	21人

その他、11時間開所対応の保育補助員、調理員、調理補助員や用務補助員として非常勤職員を配置しています。

開所時間帯の職員体制

別紙資料「3 職員ローテーション表」を参照のこと。

3 運営委託開始時期

平成24年4月1日

4 運営委託業務

(1) 入所児童等の保育（入所児童等の生活指導、保健衛生その他の処遇に関すること）

基本の開所日は、祝（休）日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く月曜日から土曜日とする。基本の開所時間は、午前7時15分から午後6時15分とする。

保育にあたっては、保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働省告示第141号）を遵守するとともに、現行の保育内容等を継承することを基本とし、特に「個別の保育計画」「安全の確保」「健康・衛生の維持」「保護者との連携」については細心の注意を払うこと。

(2) 保育環境の整備

清掃及び設備の保守等保育環境の維持に係る業務は事業者が行う。

区が実施している保育環境の維持に係る業務については、別紙資料「4 保育環境の維持業務」を参照のこと。

(3) 入所児童等に対する給食の提供

提供方法等：調理業務は受託者の直営かつ施設内調理とし、提供にあたっては、児童の発育や摂取の状況を十分に考慮すること。

食材の調達：食材は、原則として区内の業者から調達し、不必要な食品添加物・着色料、遺伝子組み換え食品及びこれを原材料としたことが明らかな食品は使用しないこと。また、食材は可能な限り、国産のものを使用すること。

アレルギー対応：食物アレルギーについては、可能な限り代替食を提供することを原則とするが、対応が困難な場合は、アレルゲンとなる食材を除去したものを提供すること。

献立の作成：一月単位で、乳児食（離乳食含む）及び幼児食の献立表を作成し、保護者に配布すること。

(4) 延長保育

延長時間帯：午後6時15分～午後8時15分（2時間）

対象年齢：満1歳以上

補食等：延長時間に応じて、補食または夕食を提供すること。

(5) 障がい児保育

葛飾区が集団保育が可能であると判断した障がい児の保育を行うこと。

(6) 産休明け保育

生後57日目からの0歳児保育を行うこと。

(7) 休日保育

事業概要：保護者の就労その他の事由により、日曜日や祝日に保育を必要とする子どもを保育する。

対象等：生後6ヵ月以上小学校就学前までの児童
(定員：1日10名)

実施日等：年末年始(12月29日～1月3日)を除く日曜日及び祝(休)日の午前9時から午後5時まで

(8) 病後児保育

事業概要：病気回復期のため、集団保育が困難な子どもを保育する。

対象等：保育園等に通っている満1歳以上小学校就学前までの児童
(定員：1日4名)

実施日等：祝(休)日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く月曜日から金曜日の午前7時15分から午後6時15分まで

(9) 緊急一時保育

事業概要：保護者の病気や出産等により、緊急かつ一時的に保育に欠ける子どもを保育する。

対象等：保育園等に通っていない生後6ヵ月以上小学校就学前までの児童
(定員：1日1名)

実施日等：祝(休)日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く月曜日から土曜日の午前8時30分から午後5時まで

(10) ふれあい体験保育

事業概要：子育て中の保護者とその子どもが保育園で園児たちと交流したり、保護者の子育て相談に応じる。

対象等：満1歳以上小学校就学前までの児童とその保護者
(定員：1日2組。ただし、同一年齢は1組。)

実施日等：5月、6月及び9月から2月までの、祝(休)日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く月曜日から金曜日の午前9時から午前11時30分までの間の2時間

(11) 利用料金の徴収及び収納

休日保育、病後児保育及び緊急一時保育の実施にともなう利用料金については、事業者が保護者から受け取り、区指定の方法により区に納める。

5 引継ぎ業務等

入所児童への負担を抑え円滑な移行を確保するために、引継ぎ期間を設け、人材の確保・育成のほか当該引継ぎに係る業務等を委託する。

(1) 引継ぎ期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日

(2) 引継ぎの日程及び内容

別紙資料「5 引継ぎ概要」「6 クラス別職員配置表」を参照のこと。

(3) 引継ぎ期間中の職員配置

施設長・主任

施設長又は主任を4月から週に1回程度配置し、11月からは施設長及び主任を月20日程度配置すること。

保育士

保育士を4月から2名、11月から1名、1月から4名、2月から1名(計8名)それぞれ月20日程度配置すること。なお、配置前月には、1週間程度打ち合わせを行うこと。

また、4月以降、行事内容や施設の確認、子どもたちとの交流や打ち合わせ等を目的として、適宜、保育士を派遣すること。

看護師

看護師1名を1月から月20日程度配置すること。

栄養士・調理員等

栄養士1名を1月から月20日程度配置すること。また、調理員1名を2月から月20日程度配置すること。

(4) その他

区職員から事業者の園長・主任・クラス担当候補者等に園児一人ひとりの様子や配慮点等を伝える機会や事業者職員による在園児保護者面談の機会を設けるので、園児一人ひとりの状況把握に努めること。

平成23年度末に新園舎への移転を予定しているが、移転後の円滑な運営を確保するために、新園の運営準備、保育環境の把握等に努めること。

移転業務及び新園に必要な物品等の購入は区が行う。

6 職員の配置及び資格等

(1) 常勤職員

配置人数

常勤職員は、下表に示した以上の人数を配置すること。

施設長	主任	保育士	看護師	栄養士・調理員等
1名	1名	18名	2名	4名

常勤職員とは、直接雇用かつ所定労働時間が1週あたり40時間程度の職員をいう。

栄養士・調理員等に用務員の配置を含めることも可能である。

職員の要件等

施設長は専任とし、施設長または主任に相当する経験が5年以上の者を配置すること。

主任は、保育士としての実務経験が10年以上の者を配置すること。

保育士は、経験・年齢のバランスを考慮したうえで、保育実務経験者を8割以上配置し、男性保育士の配置についても配慮すること。なお、産休明け保育の実施を予定

していることから、0歳児クラスのリーダー職員については、産休明け保育の経験がある職員を配置すること。また、入園児との関係を考慮し、保育士の年度途中における交代は、原則として行わないこと。年度交代についても、運営に支障のない範囲内とすること。

献立作成及び専門的な立場で指導等を行う栄養士を配置すること。また、調理員は集団給食の経験を有する者または有資格者を配置すること。

看護師2名のうち、少なくとも1名は実務経験を有する者を配置すること。

(2) 非常勤職員

別紙資料「7 時間別園児在籍数」に基づき、必要な非常勤職員を配置すること。また、各職種ともに必要に応じて非常勤職員を配置すること。なお、現在の小合保育園に勤務している非常勤職員等で本人が勤務の継続を希望する場合は、配慮すること。

(3) 事業実施にあたっての職員体制

延長保育

延長保育時間帯には、常勤職員1名以上を含む保育士2名以上の体制を確保すること。

休日保育

開所時間内における常勤職員1名以上を含む保育士2名以上の体制を確保すること。

また、施設内調理の体制を確保すること。

病後児保育

常勤看護師1名及び常勤保育士1名以上を含む保育士2名の体制を確保すること。

7 運営委託業務遂行にあたっての基本的事項

(1) 法令等の遵守

委託業務遂行にあたっては、児童福祉法、葛飾区保育所の設置等に関する条例及びその他関係法令等を遵守すること。

(2) 再委託の禁止

清掃や設備保守点検等の保育環境の維持に係る業務を除き、法人自らが委託業務を行うこと。

(3) 区と受託者の役割分担等

嘱託医及び嘱託歯科医の選任等

嘱託医・嘱託歯科医の選任及び経費の支払いは、葛飾区が行う。

備品その他物品等の調達

保育用品、厨房機器及び事務機器等、葛飾区が従前から使用している備品類並びに移転にともない購入する物品等を無償で貸与する。

なお、運営委託後、必要となる備品類については、委託経費の中で事業者が調達する。

施設・設備の修繕

躯体に関わる大規模な修繕は葛飾区が行うが、それ以外の施設・設備、工作物等の修繕は委託経費の中で事業者が行う。

(4) 運営状況の検証及び改善

運営状況について、定期的に葛飾区に報告すること。

年に1回、東京都福祉サービス第三者評価を受審するとともに、保護者に対してアン

ケート調査を行うこと。

引継ぎ後の一定期間、保護者、葛飾区、運営事業者の三者による意見交換会を実施すること。

上記 ~ の結果、改善が必要と認められる場合は、葛飾区の指示に従い速やかに対応すること。

8 運営委託の期間

運営委託は単年度(1年間)契約となるが、当該期間中に円滑な運営が見込めない重大な支障が生じない限り、次年度以降も継続して委託契約を結ぶ予定である。

9 委託料の支払い

運営委託の経費は、小合保育園の児童定数に基づき、葛飾区私立保育所運営費扶助要綱及び東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱(保育所)のほか、各事業の実施にあたって葛飾区内の私立保育園に対して交付される補助金額等を目安に、必要な経費を支払う。

また、引継ぎ業務等については、別途委託契約を締結の上、必要な経費を支払う。

10 応募の方法及び期限等

(1) 応募書類

あらかじめ「小合保育園運営事業者応募書」に必要事項を記入・押印し、1部提出したうえで、提案書類(指定の様式及び任意の様式)を日本工業規格A4縦により13部提出すること。また、提案書類のうち、指定の様式(Excel形式)については、データ化したもの(windows版で処理可能なものに限る。フロッピー又はCD-R)を1部提出すること。なお、データの提出に際し、任意の様式の提出は不要とする。

1 提案書類は、別紙資料「8 審査項目一覧」に基づき、指定の様式(指定の様式がないものについては、任意の様式)により項目別に作成すること。なお、提案書類には、法人名や運営施設名等事業者が特定できる事項は記載しないこと。

2 審査にあたって必要がある場合は、応募事業者に対して、追加資料の提出を求める。

3 提案に必要な経費については、当該応募事業者の負担とする。

4 応募事業者から提出された文書等については、原則として返却しない。

5 応募書及び提案書類のうち区所定の様式については、葛飾区ホームページに掲載中の事業者募集の添付ファイルからダウンロードのほか、葛飾区子育て支援部保育管理課窓口で配布したものを使用のこと。

(2) 提出期限等

小合保育園運営事業者応募書 平成22年8月23日(月)午後5時必着

提案書類

平成22年9月13日(月)から9月22日(水)まで(午後5時必着)

期限については、厳守のこと。また、提案書類については、提出を受ける際に確認を行うので、事前に時間の予約を行うこと。

(3) 提出先

葛飾区子育て支援部 保育管理課 保育サービス推進担当係
〒124-8555

葛飾区 立石5-13-1 (総合庁舎新館4階 401番)

電話：03(5654)8489 (ダイヤルイン)

FAX：03(5698)1533

担当：秋山、吉田、長谷部

(4) 書類作成にあたっての質疑

応募書を提出した事業者が、提案書類作成にあたって質疑がある場合は、指定の「質問書」に質疑の要旨を簡潔に記載し、担当者あてに電話のうえ、8月30日(月)までに提出すること(FAX可)。

質疑への回答は、9月6日(月)以降、応募書を提出した全事業者にFAX送付する。

なお、簡易な質問については、電話等でも受け付ける。

区が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用しないこと。

(5) 対象施設の見学

小合保育園の施設見学会を以下のとおり実施する。見学を希望する場合は、8月23日(月)までに、担当者に連絡すること。なお、見学者は、各法人2名以内とすること。

日 時 平成22年8月25日(水)午前10時30分から

集合場所 小合保育園玄関前(葛飾区南水元3-3-5)

最寄り駅：JR金町駅(徒歩15分)

11 事業者の選定

(1) 選定方法等

委託事業者は、学識経験者及び区職員等で構成する「保育事業者選定委員会」の審査結果を踏まえて、葛飾区長が決定する。

選定委員会の審査にあたっては、以下の方法により、現状を適切に引き継ぎ、安定的な保育園運営がおこなえるかどうかを総合的に判断する。

書面審査

提案書類に基づき、各審査項目についての事業者の提案内容を審査する。

ヒアリング

提案内容に関しての事業者の考え並びに保護者からの質問内容や委託後に改善、工夫して欲しい等の要望や意見等についての事業者の考えを確認する。

視察

事業者の運営する施設を視察することにより、提案内容を確認し、運営状況を審査する。

以上の審査の結果、現在の小合保育園と同等以上の運営水準が見込める応募事業者がない場合は、再度募集を行う。

(2) 審査結果

審査結果は、応募事業者に対して自己の結果のみを通知する。

12 事業者情報の開示

(1) 事業者決定前

事業者選定の過程において、法人名のほか事業者が特定される情報を除く提案の概要を対象施設の保護者に開示する。

(2) 事業者決定後

事業者決定後、全体の審査結果を公表する。なお、応募事業者から提出された文書の著作権は当該事業者に帰属するが、区に対する情報公開請求の対象文書となる。また、区は提出された文書等を必要に応じて、無償で使用できるものとする。

(参考) 事業者の募集から選定までのスケジュール(予定)

募集要領の配布開始	平成22年7月22日(木)
応募書の提出締め切り	平成22年8月23日(月)
対象施設の見学会	平成22年8月25日(水)
質問書の提出締め切り	平成22年8月30日(月)
提案書類の提出期間	平成22年9月13日(月)から 9月22日(木)まで
事業者選定に係る審査	平成22年10月上旬頃から 事業者運営施設の視察及びヒアリングの実施日時は別途連絡する。
運営委託候補事業者の決定	平成22年12月中旬頃